

令和6年10月11日

質 疑 事 項 回 答 書

令和6年度敦賀市市有財産に関するサウンディング型市場調査（旧和久野住宅敷）

質 疑 事 項（箇条書きで書いてください）	回 答
1 サウンディング対象財産に敦賀市新和町 1 丁目 11 番、12 番と 4 番 1 の一部、4 番 2、4 番 3 の一部の間の道路も対象地となるのでしょうか。	区域内にある道路部分を開発区域に取り込んで事業を行う場合も想定しています。ただし、周辺の交通利便性を踏まえ、周辺道路が行き止まりにならないような区画の提案をしてください。
2 用途地域について「第一種中高層住居専用地域」に限らない提案とありますが、提案内容によっては用途変更が必要な計画であれば、用途変更がされるという理解でよろしいでしょうか。	指定された用途地域で建築可能なものを建てるのが前提となりますが、今回のサウンディング型市場調査では、今後用途変更の可能性もあるため、用途地域の制限をせず、幅広い事業の提案を募集しています。
3 対象地にて大規模小売店舗立地法の届出が必要な事業計画をした場合、貴市として特別な制限や規制を設ける可能性はございますか。	福井県では、大規模小規模店舗立地法の届出は、店舗面積 1,000 ㎡超の店舗としており、敦賀市においても土地利用調整条例の申請が必要です。また、敦賀市では、準工業地域全域を特別用途地区として、大規模集客施設制限地区に定めており、床面積 10,000 ㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等は立地が制限されます。